

常議員会

令和3年1月12日

常議員40人中17人出席

報告



●報告者 藤田 裕 (56期)

岡田会長から冒頭挨拶があり、2回目の緊急事態宣言が発出された中でも前回の経験をいかし、電子化を進めるなどの対応で会の機能を低下させないように尽力しているとの報告がなされた。一般議決事項では、司法修習生に対する非違行為事実の調査に関する規則一部改正（報告事由として後見開始・保佐開始の審判を受けたことの削除）、互助会規則廃止制定（届出手続きの改正等）、広報室規則一部改正（広報誌モニターに関する改正）が諮られ、議決された。一般諮問事項では、法テラス契約弁護士に対する措置の当否について、刑事弁護委員会の意見があり、議論となったが提案された案について賛成多数で議決された。また、当会とホーチミン弁護士会との友好協定の更新についても異議なく承認された。総会議案諮問事項として、死刑制度の廃止を求める決議案につき協議された。前回の常議員会においても諮問がなされ、その意見を反映させたものを総会議案とすることについての諮問であったが、冤罪の可能性がある以上廃止に賛同するが被害者支援を尽くすべきではないか、代替刑について議論を尽くすべきとの意見が出された。犯罪被害者の支援と死刑制度の議論は必ずしもリンクするものではないが、被害に寄り添う活動を弁護士会としても今後も行っていくべきとの決議案に賛同する意見もなされた。

報告事項では、指名基準に関する合意書（多摩支部）一部改定、感染症まん延時対応業務継続計画の策定（感染症に特化したもの）等がなされた。感染症まん延時対応業務継続計画については会員への周知方法につき質問がなされ、会員サービスサイト等での周知を考えているとの回答があった。

▲

議 題	
議 決 事 項	司法修習生に対する非違行為事実の調査に関する規則一部改正の件
	互助会規則廃止制定の件
	広報室規則一部改正の件
諮 問 事 項	入会審査及び指定法付記請求 (第73期司法修習修了予定者以外)
	第73期司法修習修了予定者の入会審査
	資格承認及び指定法
報 告 事 項	法テラス契約弁護士に対する措置の当否に関する求意見の件
	当会とホーチミン弁護士会との友好協定更新の件
	死刑制度の廃止を求める決議案の件
報 告 事 項	NIBEN Frontierモニター制度に関する細則一部改正の件
	指名基準に関する合意書(多摩支部)一部改定の件
	第二東京弁護士会 感染症まん延時対応業務継続計画の策定の件
	弁護士推薦委員会報告の件
	2020年度幹事選任の件
会員異動の件 (登録取消及び登録換え含む。2020年12月31日現在)	

概 要	結 果
司法修習委員会による司法修習生に関する会長への報告対象事由から「後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき」を削除する改正	異議なく可決承認
弔慰金の支給手続きにおいて、必要書類が提出されず支給事由発生から2年以上経過した際の取扱いを明確化するための改正	異議なく可決承認
関連細則への委任根拠規定を整備するための改正	異議なく可決承認
入会審査17件	異議なく可決承認
入会審査6件	異議なく可決承認
資格承認申請2件	異議なく承認を是とする旨の答申
懲戒処分を受けた当会会員の法テラス契約の解除措置の当否に関する求意見への回答案について	賛成多数で回答案を是とする旨の答申
2015年12月に締結された友好協定書の有効期限満了に伴う更新	異議なく協定の更新を是とする旨の答申
死刑制度の廃止を求める決議案の臨時総会付議について	継続審議
左記細則の一部改正	
左記合意書の一部改定	
左記計画策定の件	
推薦結果の報告	
決定した幹事人選の報告	
2020年12月31日現在 6,379名(正会員6,035名、外国特別会員190名、法人会員149名、外国法人特別会員5名) 登録取消5件、登録換え退会5件	